

高齢者の**補聴器**の購入費を**助成**します！

高齢による難聴でお困りの方へ

入善町では、加齢による聴力低下により日常生活に支障をきたしている方を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。

補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上や孤立を防ぐことで、認知症やフレイルの予防を図ります。

●申請できる方（以下のすべての要件を満たす方）

- ☒ 入善町に1年以上住んでいる方
- ☒ 購入時に65歳以上の方
- ☒ 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象でない方
- ☒ 両耳の聴力レベルが40デシベルを超える方
- ☒ 障害者総合支援法で補聴器交付の対象でない方
- ☒ 過去5年以内にこの助成を受けていない方
- ☒ 町税・国民健康保険税の滞納がない方

●助成の内容

助 成 額：補聴器の購入費用の2分の1（100円未満切り捨て）で、
上限30,000円

対象経費：管理医療機器認証を取得した補聴器の購入費用

※以下については対象外となります。

- ・聴覚検査実施前に購入した補聴器
- ・付属品の単体での購入費用や集音器、助聴器の購入費用
- ・診察料や文書料、送料、その他補聴器の購入に直接関係しない経費

詳しい手続きについては裏面をご覧ください。

加齢性難聴者補聴器購入費用助成に関するお問い合わせはこちらへ

～～～手続きの流れ～～～

①申請書類の準備

- ・役場保険福祉課で申請書類を受け取ります。
※町ホームページからもダウンロードができます。



②耳鼻咽喉科を受診

- ・申請書類を持参し、医療機関の耳鼻咽喉科を受診します。
- ・両耳の聴力レベルが40デシベルを超えると認められた場合は、申請書類の医師意見書(様式第2号)に医師の証明をもらってください。
※医療機関にて実施した聴力検査による両耳の聴力レベルが40デシベルを超えることが分かる書類及び診療明細書でも代用可能です。



③補聴器を購入

- ・管理医療機器認証を取得した補聴器であることを必ず補聴器販売店に確認してから、補聴器を購入し、領収書をもらってください。
- ・領収書は、宛名が助成対象者本人であり、購入日・金額・品目が記載されているものをもらってください。



④申請書類を提出

※購入した日の年度末(3月31日)までに提出してください

「申請書兼実績報告書(様式第1号)」、「医師意見書(様式第2号)または聴力レベルが40デシベルを超えることが分かる書類、診療明細書」、「領収書」、「印鑑」「振込先口座の通帳またはキャッシュカード」を保険福祉課へ提出してください。
※他の助成を受けている場合は、その助成額が分かる書類も持参ください。